

主な項目	スポーツ庁・文化庁ガイドライン	山形県	高畠町	高畠中学校
望ましい部活動の在り方	<p>○知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、①生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、②生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や勸奨の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。</p> <p>○生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。</p> <p>○学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。</p>			
指導・運営に係る体制の構築	<p>○校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。</p> <p>○学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。</p> <p>○校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。</p> <p>○校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。</p> <p>○都道府県、学校の設置者及び校長は、教師の部活動への関与について「学校における働き方改革に関する緊急対策」及び「学校における働き方に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底についてを踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理を行う。</p>		<p>○校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）に努めるとともに、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。</p> <p>○①運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。あわせて、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、②文化部顧問は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の点から休養を適切に取る必要があること、また過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた科学的トレーニングや合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。</p> <p>また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。</p>	
方針、年間計画・実績の策提出	<p>校長は、県立学校にあつては本方針に、各中学校にあつては「設置者の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」（以下、「学校の方針」という。）を策定する。</p> <p>運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、活動時間、休養日及び参加予定大会日程等）及び活動実績（活動日時、休養日及び大会参加日程等）を作成し、定期的に校長に提出する。</p>		<p>○毎年度、「学校の部活動運営方針」（以下「学校の方針」という。）を策定する。</p> <p>○計画・報告様式は県作成のものを参考に作成する。</p> <p>・年間計画提出 →4月中 ・月毎計画提出（2カ月分）→毎月中～下旬</p> <p>・年間実績報告 →翌年3月 ・月毎実績報告 →翌月上旬</p>	
方針の公表	<p>校長は、「学校の方針」及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。</p>		<p>HPまたは文書等により公表する。</p>	
休養日	<p>○平日 1日以上</p> <p>○週休日 土曜日または日曜日1日以上</p>	<p>○平日 1日以上</p> <p>○週休日 土曜日または日曜日1日以上（週末に大会、強化期間等で2日間活動した場合は、休養日を別の日に振り替える）</p>		
活動時間	<p>平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度</p> <p>終末に大会等に宇参加した場合は休養日を別の日に振り替える</p>	<p>平日2時間程度、週休日等3時間程度</p> <p>大会・練習試合・合宿等（以下「大会等」という）については上記活動時間を適用しなくても良いが、毎週参加のような過度なものにならないようにする。</p>	<p>○平日2時間程度</p> <p>○週休日3時間程度（但し、練習試合、大会、合宿等は除く。）但し、毎週参加のような過度なものにならないようにする。</p> <p>○種目特性も考慮した上で、週当たり16時間程度を目安とする。</p>	
長期休業中	<p>学期中に準じた扱いを行う。長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。</p>	<p>ある程度長期の休養期間を設ける。</p> <p>（連続した休養日の設定）</p>	<p>○ある程度長期の休養期間（連続した休養日）を設定する。</p> <p>・2019年4月～5月の10連休中は、3日以上休養日を設定する。</p>	
朝練習	<p>記載なし</p>	<p>原則、禁止。ただし、校長が、「中体連主催大会」の前や活動場所の割当等の事情があると認める場合は、実施することができるものとするが、学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容や強度となるよう計画するとともに、1日を通して、上記で定めた活動時間を超えないよう配慮する。</p>		<p>原則、禁止</p>

項目	スポーツ庁文化庁ガイドライン	山形県	高畠町	高畠中学校
(a) クラブ等での活動（個人的な参加）	学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。	校長は顧問または担任に、個人として自らの競技力の向上を目指し、学校外のクラブ等に所属し活動している生徒については、その活動の実態を把握するよう指導する。		校外のクラブ活動（野球のシニアチーム、サッカークラブチーム等）所属（本校校外活動部所属）の生徒は、その活動の状況を把握する。
(b) 保護者会主催の活動・クラブ	学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。	校長は、保護者会が設置されている運動部活動について、その目的が学校部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会（クラブ活動）を主催したりすることのないよう保護者の理解と協力を得る。	○部活動の保護者会は、学校部活動の支援・協力・応援を目的とする。 ○保護者会が単独で練習会を実施しないよう理解と協力を求める。	
(c) 部活動と同じ内容の学校管理下外の活動・クラブ等（地域スポーツクラブ）	記載なし 校長は、各運動部顧問に対し、学校管理下外の「地域スポーツクラブ」の活動が、学校の運動部活動と同じ内容の活動を行っている実態を把握した場合には、生徒の過度な負担とならないよう、学校の運動部活動と地域スポーツクラブの活動日・活動時間を合わせても、上記①～④の基準内の活動となるように、クラブ関係者、保護者の理解と協力を得られるよう指導する。 なお、校長は、地域スポーツクラブへの部員の加入については必ず任意とし、保護者会として強制加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になったりすることのないよう、チーム関係者、保護者に理解と協力を得る。 *部活動の活動時間と併せて上記基準内の活動とする ア学校の部活動顧問や外部指導者がクラブの指導者となっており、構成メンバーが学校の部活動の部員とほぼ変わらないメンバーで、学校の部活動に引き続き行われたり、部活動が休養日の時に活動したりする「地域スポーツクラブ」の活動を指す。「地域スポーツクラブ」とは、①総合型地域スポーツクラブ、②スポーツ少年団、③単一種目スポーツクラブを指す。			・小学生や近隣の中学生を含めて、地域社会体育活動として行われている場合、加入は任意加入とし、生徒及び保護者個々の意思による参加とする。 ・個人の競技力向上を目指す一方、生徒の過度な負担にならないようにする。
中体連以外の大会参加	校長は、都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者が定める上記イの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。	校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。	○大会参加の教育的な意義を確認し、参加を精選する。 ○地域、関係団体との調整を図りながら計画的に参加要請に応じていく。 ○日曜日に大会がある場合、原則、土曜日は休養日とするが、生徒のけが防止及びコンディション調整の必要がある場合は、土曜日3時間程度の練習を認める。その際、平日に休養日を2日間設定する。	
中体連大会前強化期間	記載なし 「中体連主催大会」前に特別強化期間*4等を設定する場合には、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、休養日を振替える。	○6月の地区総体並びに9月の地区新人大会、7月の吹奏楽地区予選会等の1ヶ月前から、練習強化期間とする。 ○中体連大会は2日間開催されるため、週休日2日間の練習も認める。その場合、平日に休養日を2日以上設定し、1週間内で2日の休養日を確保する。 ○諸事情により、休養日を週2日設定できない場合は、少なくとも1日は設定し、残り1日を別の時期に1日加算して休養日を設定する。		
部活動運営協議会の設置	記載なし 校長は、運動部活動を適切に運営するために、部活動運営委員会（仮称）を設置し、各運動部活動の取組みの確認や評価を行い、改善に努める			学校、部活動保護者会代表等による「部活動運営委員会」を設置する。
生徒ニーズの部活動	季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かせるもの当、スポーツ活動の機会の創出が図られる体制を地域と考える。			学校状況（生徒数、教員数、活動場所の確保）、等を鑑み、検討していく。
合同チーム	県教育委員会及び市町村教育委員会は、山形県中学校体育連盟と連携し、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の体制づくりを検討する。			県中体連の基準に則り、本校の実態を考慮した体制づくりを行う。
働き方改革	学校の設置者及び校長は、教員の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。			国ガイドライン・県及び町の望ましい部活動の在り方を第一に考え、同時に元気な教職員であるための働き方改革を推進する。